

林業種苗供給力強化事業現地検査要領

制 定 (令和2年9月28日付け森第723号)
最終改正 令和4年4月1日森第14号

第1 趣旨

林業種苗供給力強化事業において現地検査を行う場合は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程、林業種苗供給力強化事業中間検査要領及び本要領によるものとする。

第2 検査方法

現地検査は、事業主体から提出される完了届または事業実績報告書に基づき実施することとする。

第3 完了届または事業実績報告書による現地検査

第2による現地検査については、次の手順により行うこととする。

- (1) 補助事業者は、完了届または事業実績報告書を該当の隠岐支庁長、農林水産振興センター所長または農林水産振興センター地域事務所長（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 所長等は、完了届または事業実績報告書の提出があった場合は、すみやかに現地検査を実施するものとする。
- (3) 当規定においては、島根県農林水産関係補助事業等検査規程第8条括弧内ただし書きで規定する事業検査調書特例様式として、現地検査報告書（様式1）を作成するものとする。
- (4) 複数の管内で事業を行う補助事業者は、完了届または事業実績報告書を森林整備課に提出するものとし、これを受けた森林整備課は、該当する所長等に現地検査を依頼するものとする。なお、この依頼を受けて現地検査を実施した場合は、現地検査報告書をすみやかに森林整備課に報告するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年9月28日から適用する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

現 地 検 査 報 告 書

年度 林業種苗供給力強化事業（該当市町村名）地内の施行地の状況は別紙のとおりです。

支庁長・農林水産振興センター所長 様

年 月 日

職氏名